

第2編

基本構想





1 10年間のまちづくりの目標

本市が目指す10年間のまちづくりの目標は次のとおりとします。

みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま

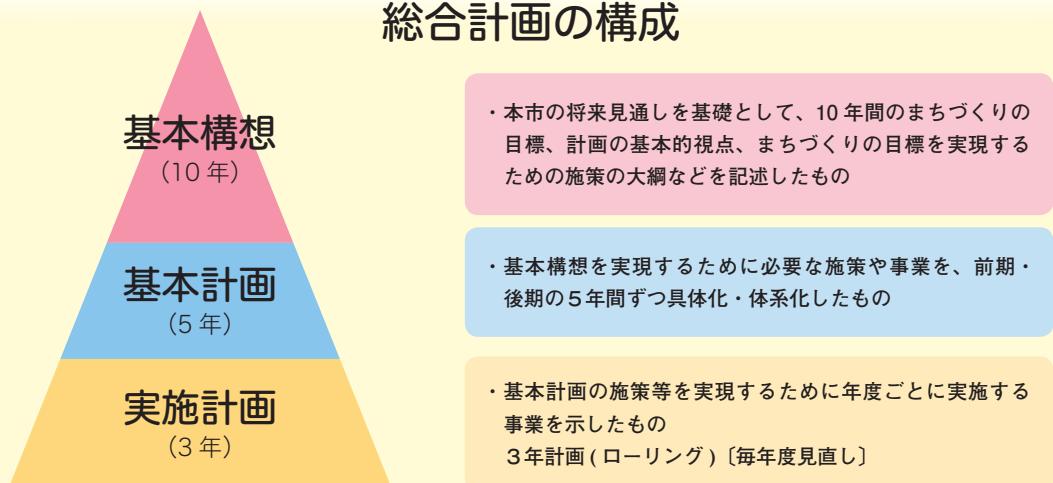
この目標は、平成26年度に「次期総合計画基本構想検討市民会議」において選定されたもので、市民が主体となって、みんなが住みやすいと感じられるようなまちづくりを10年間にわたって進めていくという意味が込められています。



2 計画構成、計画期間

この総合計画は、基本構想、基本計画および年度ごとに策定する実施計画で構成します。

総合計画の構成



基本構想は、平成29年度を初年度として、平成38年度を目標年次とする10年間の期間とします。

計画期間

基本構想（10年） 平成29年度～38年度

基本計画（前期5カ年）

基本計画（後期5カ年）

実施計画（3年間）

実施計画（3年間）

3年計画（ローリング）

実施計画（3年間）



3 計画の基本指標

本計画を推進するにあたり、基本指標として将来人口および財政見通しを示します。

これらの指標は、直近の一定期間の実績値を踏まえ、その変化率等から今後の動向を推計したものです。

※この「将来人口」および「財政見通し」は、計画策定の基本指標として過去の実績に基づき推計を行ったものであり、計画推進の目安となるもので、計画の目標ではないことをご理解ください。

(1) 将来人口（予測）

① 総人口

平成 25 年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 52 年（2040 年）のわが国の人口は、平成 22 年（2010 年）と比較して約 7 割の自治体で 2 割以上減少すると予測されます。

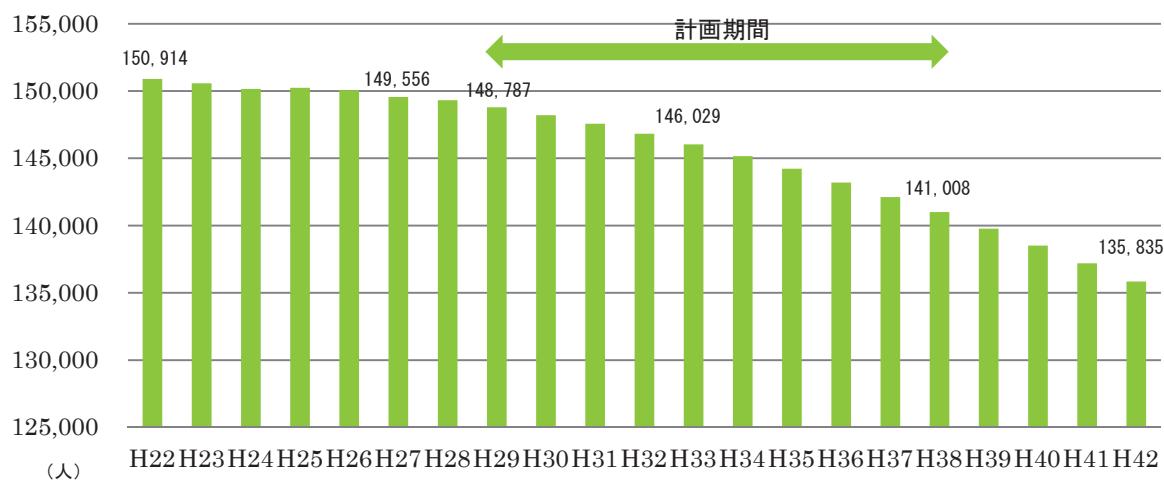
本市の人口も、平成 52 年（2040 年）には現在の約 17% 減の 12 万 5 千人程度になると推計され、65 歳以上の人口が約 37% になる一方、労働人口は徐々に減少していくと推計されています。

本計画期間においても本格的な人口減少が見込まれることから、目標年次の平成 38 年（2026 年）における人口を概ね 141,000 人と予測します。

将来人口 141,000 人

◆人口推計グラフ！

○ 総人口の推移



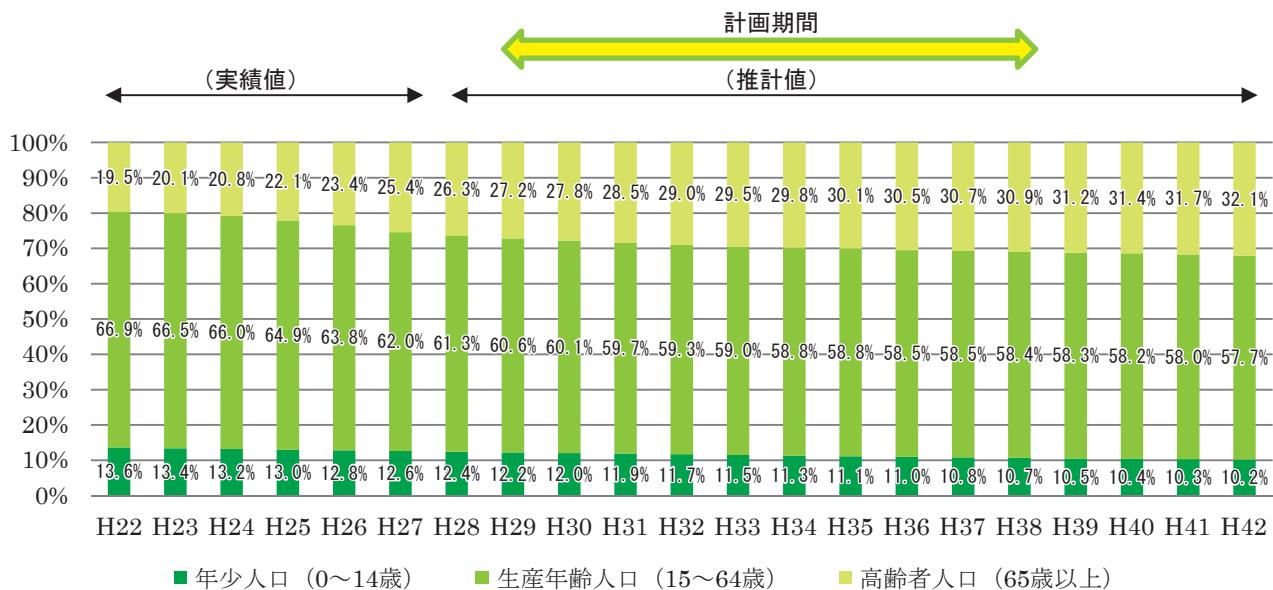
②年齢別人口構成

人口減少に合わせて、少子化・高齢化は現在よりも一層進むことが見込まれます。生産年齢人口は大幅に減少して、年齢別の人口構成も大きく変わることになります。

目標年次の平成 38 年（2026 年）の年齢別構成（割合）は、年少人口 10.7%、生産年齢人口 58.4%、老人人口 30.9%と見込みます。

◆人口推計グラフ II

○年齢三区分別人口の推移



◆計画期間における人口推計表

人口	実績値		推計値		
	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 33 年 (2021 年)	平成 38 年 (2026 年)
総人口	150,914 人	149,556 人	148,787 人	146,029 人	141,008 人
将来人口 (平成 38 年)					概ね 141,000 人
年少人口 (0 ~ 14 歳)	20,495 人 13.6%	18,810 人 12.6%	18,199 人 12.2%	16,782 人 11.5%	15,037 人 10.7%
生産年齢人口 (15 ~ 64 歳)	101,014 人 66.9%	92,707 人 62.0%	90,169 人 60.6%	86,229 人 59.0%	82,364 人 58.4%
老人人口 (65 歳以上)	29,405 人 19.5%	38,039 人 25.4%	40,419 人 27.2%	43,018 人 29.5%	43,607 人 30.9%

※将来人口については、平成 27 年度に策定した「入間市人口ビジョン」に準拠し、入間市住民基本台帳の各年 10 月 1 日時点の人口を基に推計値として算出したものです。

(2) 財政見通し

平成22年度から26年度までの決算額および平成27年度の当初予算額を基礎データとして、過去の傾向や人口推計、確定している制度変更等をもとに、計画期間内の財政見通しを算出しました。

この見通しは、平成27年度時点での見通しを示すものであり、基本計画における事業見直しや行政改革の効果、現時点では未確定の制度変更等の影響といった変動要素については見込んでいません。

この財政見通しを指標として、歳入と歳出がかい離していく傾向を踏まえた上で、基本計画および実施計画において施策効果を見込んだ事業展開を図ります。また、より効率的、効果的な行政運営を行うために行政改革に取り組んでいきます。

◆計画期間における財政見通し表

【歳入】													(単位:百万円)
歳入項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
自主財源*	24,549	24,763	24,426	24,725	24,166	24,106	23,872	23,808	23,747	23,499	23,424	23,352	
依存財源*	14,551	15,604	15,838	15,781	15,654	15,870	16,097	16,331	16,573	16,823	17,081	17,347	
歳入合計	39,100	40,367	40,264	40,506	39,820	39,976	39,969	40,139	40,320	40,322	40,505	40,699	

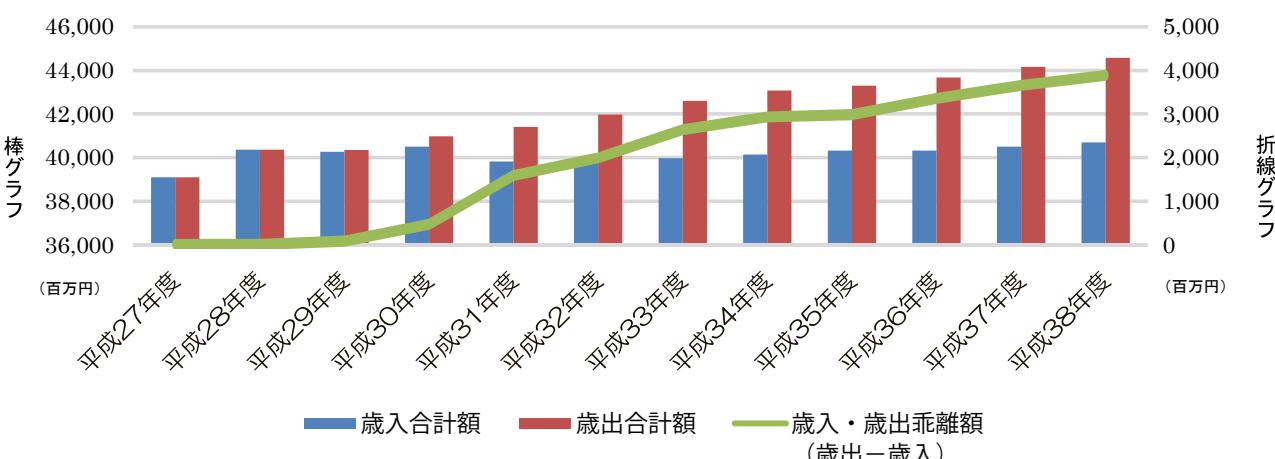
【歳出】

歳出項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
義務的経費*	21,164	21,157	20,136	20,656	21,146	21,576	22,085	22,419	22,516	22,766	23,119	23,411
投資的経費*	1,651	2,113	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
その他経費*	16,285	17,097	17,205	17,321	17,264	17,394	17,523	17,653	17,783	17,912	18,042	18,172
歳出合計	39,100	40,367	40,341	40,977	41,410	41,970	42,608	43,072	43,299	43,678	44,161	44,583

【歳入・歳出乖離額】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
歳入合計額	39,100	40,367	40,264	40,506	39,820	39,976	39,969	40,139	40,320	40,322	40,505	40,699
歳出合計額	39,100	40,367	40,341	40,977	41,410	41,970	42,608	43,072	43,299	43,678	44,161	44,583
歳入歳出乖離額 (歳出-歳入)	0	0	77	471	1,590	1,994	2,639	2,933	2,979	3,356	3,656	3,884

◆財政見通しによる歳入・歳出乖離額の推計グラフ



*自主財源：市が自動的に収入することができる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など。

*依存財源：国や県から交付される財源のことで、国・県支出金や地方債など。

*義務的経費：任意に削減できない固定的に支出される経費で、人件費、生活保護費等の扶助費及び公債費など

*投資的経費：道路、公園、公共施設の建設等の社会資本の整備に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費など。

*その他経費：委託料等の物件費、維持補修費、補助費、繰出金など。



4 土地利用

(1) 都市構造

地域の特性を踏まえながら拠点を形成するとともに、自然環境との調和に配慮した都市構造とします。

◆ まちの拠点の形成

- 入間市駅周辺を商業・業務*の中心として、また、武蔵工業団地・狭山台工業団地等を工業の中 心として、それぞれ拠点を形成していきます。
- 各鉄道駅や既存の公共施設等を中心とする地区を地域住民の日常生活の利便性を高めるさまざま な機能が集積した生活拠点として形成していきます。
- 圏央道入間インターチェンジ周辺地域を緑との調和に配慮しながら、流通系・商業系・工業系の 産業が適正に配置された特定産業系拠点*として形成していきます。

◆ 拠点どうしの連携強化

- 道路のネットワークの形成・公共交通機関の充実を図り、拠点間の連携強化を図る都市構造を目 指します。

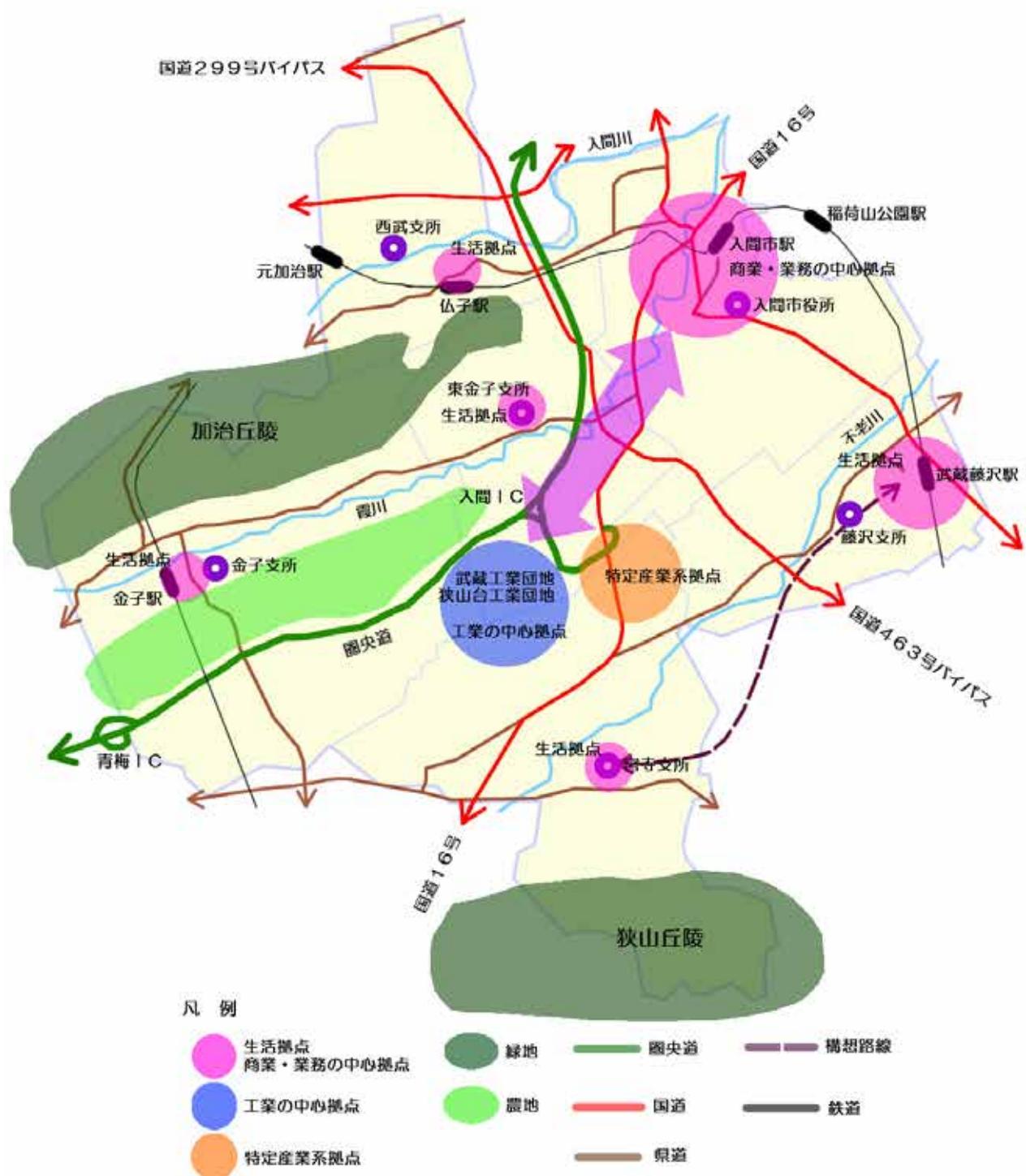
◆ 水辺と緑の保全

- 狹山茶の主産地である本市の金子地区を中心に広がる茶畠等を、農業生産地として保全していき ます。
- 市内を東西に流れる入間川、霞川および不老川を水辺の軸とするとともに、加治丘陵および狹山 丘陵を貴重な緑として保全していきます。

*商業・業務：店舗やオフィスなどの施設

*特定産業系拠点：都市計画法を根拠として条例に基づき市街化調整区域に設定した区域のことで、本市の場合、流通系・ 商業系・工業系の施設を配置できることになっている。

都市構造図



(2) 土地利用構想

◆ 土地利用の基本的な考え方

土地利用については、基本的にこれまでの方針を維持しつつ、商業系・住宅系・工業系など、それぞれの地域の特性に応じ、都市構造の拠点が形成されるように、計画的な土地利用を推進していきます。

また、自然環境との共生および歴史・文化遺産の保全を図り、それらと調和する緑豊かで美しいまち並み景観の形成に努め、本市の魅力を発信しながら快適な生活ができる土地利用を進めます。さらに、災害リスクを最小限にとどめ、安心してくらせる防災性の高い土地利用を推進します。

◆ 土地利用構想

土地利用構想については、引き続き、都市的・自然的土地利用に分け、具体的には次のとおりとします。

○ 都市的土地利用

住宅系地域 市街地は生活道路や街区公園等の整備を進めるとともに、計画的な基盤整備を図り、快適で安心してくらせる住宅地づくりを目指します。また、市街化調整区域に点在する集落等については、生活に必要な機能を効率的に配置するなど、住みやすさに配慮した土地利用を検討していきます。

商業系地域 入間市駅周辺および扇町屋地区を中心に、商業・業務機能の集積に努めます。また、武蔵藤沢駅周辺に地域の商業地を形成していきます。

工業系地域 武蔵工業団地および狭山台工業団地は、今後とも工業地としての機能の維持を図ります。

特定産業系 地域 圏央道入間インターチェンジの周辺地域は、緑との調和に配慮しながら流通系、商業系あるいは工業系の産業が適正に配置されるよう努めます。

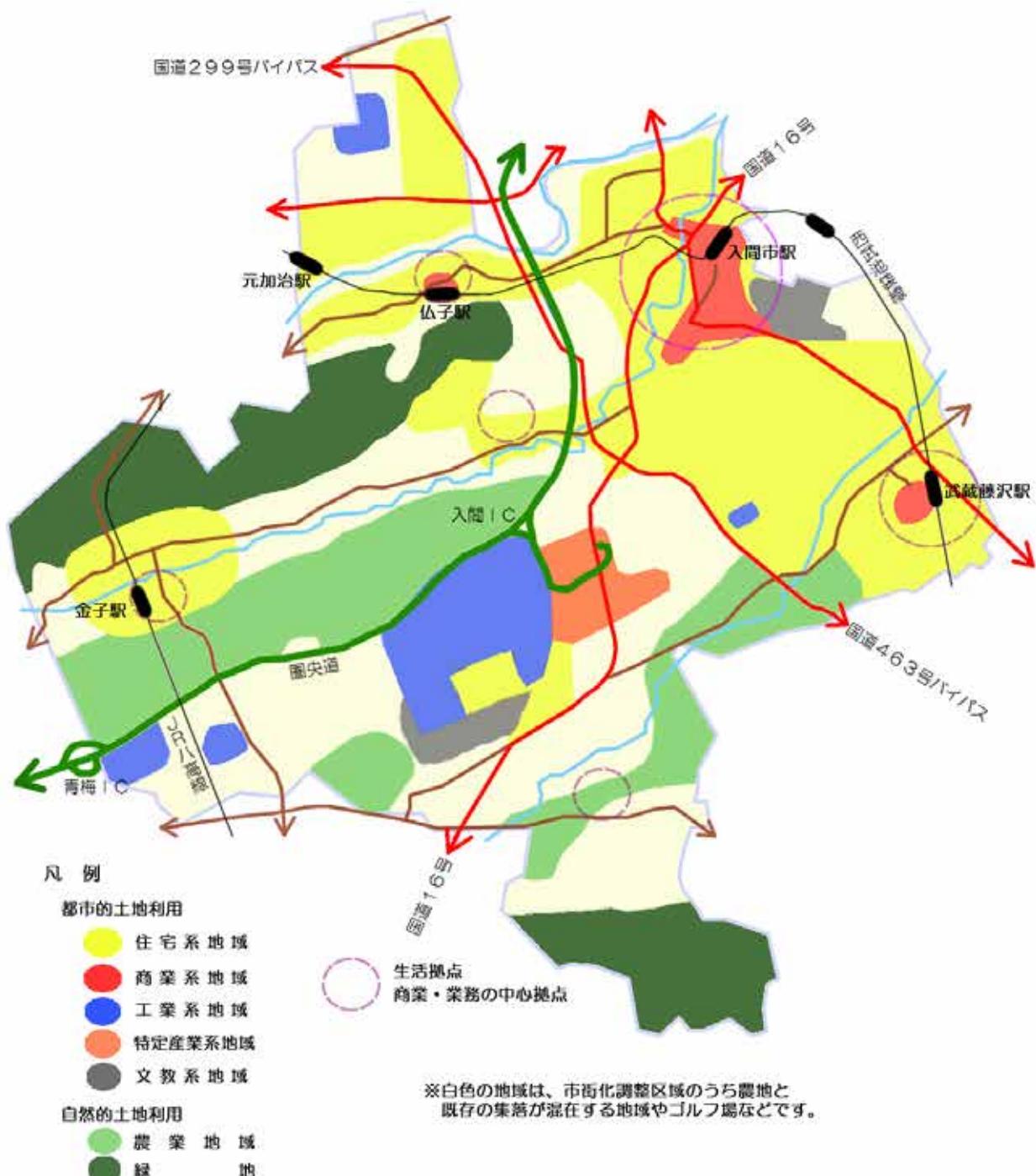
文教系地域 各教育・公共・公益施設の機能や特性を踏まえ、周辺の環境との調和や道路、交通機関等の利便性に配慮した地域としていきます。

○ 自然的土地利用

農業地域 市街化調整区域内の農地については、保全を図り農業振興のための土地利用を進めます。特に、金子地区に広がる茶畠は、景観資源としても積極的な保全に努めます。

緑 地 加治丘陵、狭山丘陵を保全・継承していくとともに、自然とふれあい親しめる環境の整備を進めます。

土地利用構想図





5 計画の基本的視点

本計画の策定にあたって重視すべき基本的な視点について、次のとおり示します。

ここで示す6つの基本的視点は、計画策定の背景と課題に対応する形で、総合計画の各分野における施策を横断する重点的なテーマとして設定するものです。

(1) 人口の減少、少子化・高齢化への備え

- すべての世代で支え合う社会の構築
- 人口の規模・年齢構成の変化に対応した行政運営の構築
- 子育て世代、高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- 住みやすく働きやすいまちづくりの推進

(2) 安全で安心なくらしを守る

- 災害に強いまちづくりの推進
- 犯罪や事故のないまちづくりの推進
- 市民生活における安全の確保
- 環境にやさしいまちづくりの推進
- いのちや健康を守るまちづくりの推進

(3) 厳しい財政状況における行政運営

- 効果的、効率的、計画的な行財政運営の推進
- 市民と行政の役割分担の見直し

(4) 将来にわたって持続可能なまちづくり

- 人口構造の変化に対応したまちづくりの推進
- 公共施設の適正な管理と活用

(5) グローバル社会への対応と 情報通信技術の利活用

- グローバル社会への対応と国際感覚の醸成
- 外国人市民が暮らしやすいまちづくりの推進
- 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用したまちづくりの推進

(6) 新たな自治のあり方への対応

- 地域コミュニティの再構築
- 市民参画・市民との協働のさらなる推進
- 自立した自治体の構築

6

施策の大綱

第1章 つながりを大切にしたまちづくり（人権、コミュニティ、交流）

(目 標) 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、誰もがまちづくりに参画・参加できる環境を整え、コミュニティ活動をはじめとしたさまざまな市民活動の充実を図ることで、市民同士や団体、各地域のつながりを大切にしたみんなが住み続けたいまちをつくります。

第2章 学びあいのまちづくり（生涯学習、教育、スポーツ）

(目 標) 子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学び続けることができ、学びの場としての学校教育や社会教育を充実させ、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちをつくります。

第3章 ささえあいのまちづくり（福祉、健康）

(目 標) 地域福祉を基盤として、市民同士の支え合いを中心とした福祉を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携によっていのちと健康を守る取組を進めていくことで、市民一人ひとりが健康で快適な生活を送ることができるまちをつくります。

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり（都市環境、生活環境、自然環境）

(目 標) 計画的な土地利用を進める中で、都市基盤の維持改善に取り組むとともに、生活環境と自然環境それぞれの環境を守ることで、快適で利便性の高い、市民にとって住みやすさが実感できる緑豊かなまちをつくります。

第5章 活気に満ちたまちづくり（産業、観光、市民文化）

(目 標) 市内のさまざまな産業の振興を図るとともに、地域の特性を活かした観光資源のアピールや新しい市民文化の創造・発信に取り組むことで、まちそのものの活気、そこに住むひとの活気に満ちたまちをつくります。

第6章 安全で安心してくらせるまちづくり（危機管理、交通安全、生活安全）

(目 標) 市民生活の安全を確保するために、さまざまな災害に対応する危機管理の体制を確立するとともに、交通安全の推進や、日常生活におけるさまざまな不安の解消にも取り組み、市民が安全で安心してくらせるまちをつくります。

